

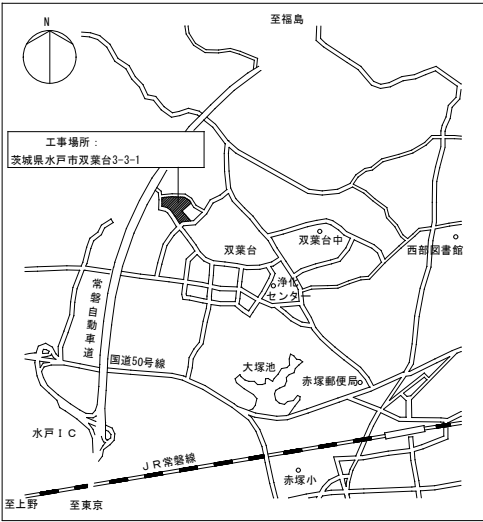
茨城県立こども病院高圧ケーブル及びP A S 交換工事

図面リスト

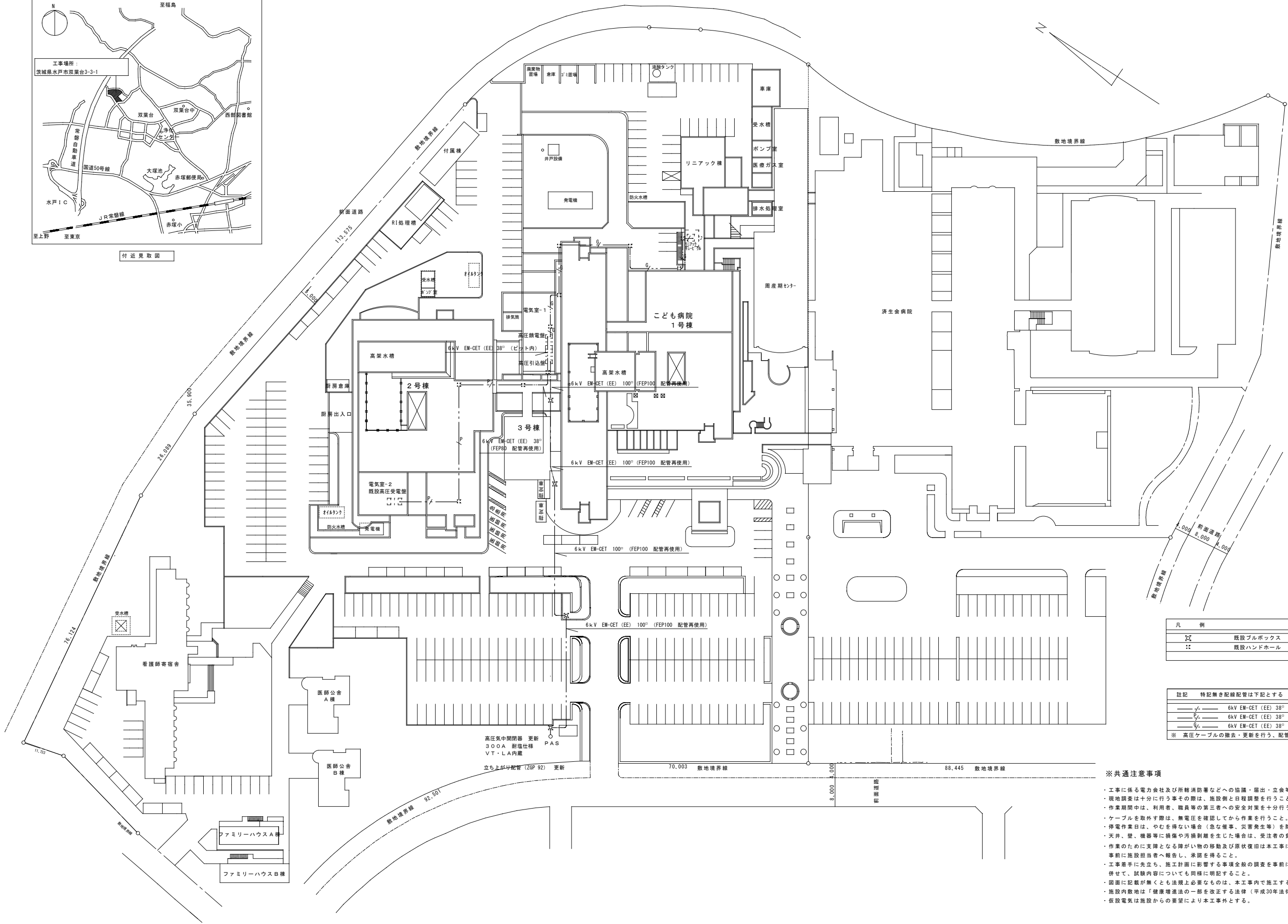
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
	【改修工事】				
E-01	配置・案内図・高圧ケーブル更新図				
E-02	高圧ケーブル撤去図				

令和 8 年度

茨城県病院事業管理者



付 近 見 取 図



凡 例	
	既設ブルボックス (更新しない)
	既設ハンドホール (更新しない)

註 記	特記無き配線配管は下記とする
—	6kV EM-CET (EE) 38° (PE 82 配管再使用)
—	6kV EM-CET (EE) 38° (PE 82 配管再使用) 共同構内ラック
—	6kV EM-CET (EE) 38° (G 82 配管再使用)
※ 高圧ケーブルの撤去・更新を行う、配管路は再使用する。	

※共通注意事項

- ・工事に係る電力会社及び所轄消防署などへの協議・届出・立会等の費用は本工事に含む。
- ・現地調査は十分に行う事その際は、施設側と日程調整を行うこと。
- ・作業期間中は、利用者、職員等の第三者への安全対策を十分行うこと。
- ・ケーブルを取外す際は、無電圧を確認してから作業を行うこと。
- ・停電作業日は、やむを得ない場合（急な催事、災害発生等）を除き、日程の変更は認めない。
- ・天井、壁、機器等に損傷や汚損剥離を生じた場合は、受注者の負担で現状復旧すること。
- ・作業のために支障となる障がい物の移動及び原状復旧は本工事に含む。なお、障がい物の移動を行う際は、事前に施設担当者へ報告し、承諾を得ること。
- ・工事着手に先立ち、施工計画に影響する事項全般の調査を事前に行い、施工計画書に記載して提出すること。併せて、試験内容についても同様に明記すること。
- ・図面に記載が無くとも法規上必要なものは、本工事で施工する事。
- ・施設内敷地は「健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）」に基づき、全面禁煙である。
- ・仮設電気は施設からの要望により本工事外とする。

雄 電 気 設 計 監 理 事 務 所

〒311-1301
東茨城郡大洗町磯浜町6897-17

承 認 設 計 担 当

縮 尺

S=1:500

作成年月日

工事名称 茨城県立こども病院高圧ケーブル及びPAS交換工事

図面名称 配置・案内図・高圧ケーブル更新図

No. E-01

